令和７年度第１回文化財保護審議会　議事録

日時：令和７年 10 月 31 日（金）11 時 00 分～11 時 35 分、15:20～16:00
会場：長野県庁議会増築棟 405 号会議室
出席委員：（対面出席）佐々木会長、市澤委員、岩佐委員、櫻井委員、高橋委員、原委員、梅干野委員、巻山委員、山田委員、山本（聡）委員（オンライン出席）泉山委員、井田委員、上野委員

（１）開会

○事務局（赤津文化財係長）

ただ今から、令和７年度第１回長野県文化財保護審議会を開会いたします。私は進行を務めさせていただきます、文化財係長の赤津と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり、長野県 県民文化部長の直江　崇からご挨拶を申し上げます。

○直江県民文化部長

本日は、ご多忙の中、令和７年度第１回文化財保護審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃から様々な機会にご指導、ご助言を賜りますとともに、指定候補物件の現地調査等でも多大なるご尽力をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、すでにご報告しているところですが、本県の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、様々な取り組みを進めていく上での共通の基盤となる長野県文化財保存活用大綱が１月に策定され、これを拠り所に文化財行政を一層前進させるべく現在鋭意取り組んでいるところでございます。

本日の審議会におきましては、長野県宝の指定について、１件の諮問を予定しております。委員の皆様におかれましては、諮問の後に予定しております各部会とその後の審議まで、午後４時頃までの長時間に及ぶ日程となります。誠に恐縮ではございますが、諮問案件への質疑など積極的にご意見を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（赤津文化財係長）

本日の委員の出席状況について申し上げます。審議会委員 15 名中、13 名の委員の皆様に御出席をいただいております。委員の過半数ご出席をいただいておりますので、長野県文化財保護条例第 42 条第２項の規定により、本会が成立することをご報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、事前にお送りしております、「審議会資料」、「部会資料」です。「指定候補物件一覧表」は「部会資料」の中に綴じてありま

す。本日の日程ですが、お手元の「審議会資料」１ページをご覧ください。「次第・全体日程」の記載のとおりでございます。次に２ページですが、委員の名簿でございます。

続いて、文化財の指定状況等について、ご説明いたします。資料の３ページから５ページをご覧ください。３ページでございますが、９月 18 日時点の県内の国・県指定等文化財件数の一覧になります。件数は、国指定等が 985 件、県指定等が 489 件となり、総計で、1,474 件となっております。４ページは、令和６年度の指定状況でございます。国指定等について申し上げます。８月に、須坂市の須坂市 須坂伝統的建造物群 保存地区が国に選定され、また、８月、12 月、３月に髭神社拝殿など 22 件が登録有形文化財に登録されております。５ページをご覧ください。本年度の国・県の指定等の状況でございます。国指定等について申し上げます。９月に香坂山遺跡が国史跡に指定されました。また井戸尻遺跡に曽利遺跡が追加指定され、名称が「井戸尻遺跡群　井戸尻遺跡　曽利遺跡」となりました。そして、８月に、光林寺本堂など５件が登録有形文化財に登録されております。６ページから 13 ページは長野県文化財保護条例、14 ページから 17 ページは県宝等の指定基準を載せております。以上、指定状況などについて簡単にご説明いたしました。

それでは議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、文化財保護条例の規定により佐々木会長にお願いいたします。

〇佐々木会長

それでは、議長を務めさせて頂きます。はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。岩佐委員、山本委員にお願いします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も、次第の２（１）（２）の部会別審議及び２（３）の全体会を除いて、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

【異議なし】

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音については、部会別審議及び全体会を除き、これを許可します。

（２）諮問

〇佐々木会長

それでは本日諮問が予定されておりますので、事務局はお願いいたします。

〇事務局（赤津文化財係長）

それでは、本日付けで知事から１件の文化財について諮問を行います。直江部長、佐々木会長、お願いいたします。

〇直江県民文化部長

長野県文化財保護審議会長様。長野県知事。長野県宝の指定について（諮問）。下記の文化財を、長野県宝に指定したいので、文化財保護条例第４条第３項の規定により貴審議会の意見を求めます。

諮問は１件で、長野県宝に指定する文化財、名称「中手田遺跡出土品」。以上でございます。

○佐々木会長

それでは、諮問物件について、事務局から説明してください。

○事務局（田中文化財・県史編さん担当課長）

諮問書についてご説明いたします。あらかじめ机の上にお配りしております「諮問書」（写）をご覧ください。今回、諮問いたしますのは、長野県宝に指定する文化財として、豊丘村教育委員会が所有し、下伊那郡豊丘村に所在する、豊丘村歴史民俗資料館に所蔵されている「中手田遺跡出土品」の１件でございます。詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

○事務局（柴田主任文化財専門員）

（１）遺跡の概要、中手田遺跡は、豊丘村の西部、天竜川の低位段丘上に位置している集落遺跡で、昭和 30 年の役場庁舎建設の際に遺跡の存在が確認されました。役場庁舎の老朽化に伴って解体作業が行われることとなり、平成 11 年に 250 ㎡の発掘調査が実施され、弥生時代を含む奈良～平安時代の遺物がまとまって出土し、総計 10 箱分となっています。確認された遺構は、奈良～平安時代の竪穴建物跡が５軒となっていまして、その内１軒（SA04）は建物の北東隅に張り出し部を持つ大型の建物跡であり、その張り出し部分から遺物がまとまって出土しました。（２）候補物件の概要、中手田遺跡の特徴を示す奈良時代の出土品のうち、学術的及び美術工芸的に価値の高い資料として、大型の建物跡（SA04）の張り出し部分からまとまって出土した須恵器 12 点が候補物件となっています。（ア）須恵器坏・蓋・盤・壺・大甕・獣脚三足付短頸壺、地域における系統や編年の基準となりえるものでありまして、他地域との関連を示すもの。また、祭祀行為との関連が指摘されるものとなっております。

須恵器の獣脚付三足短頸壺につきましては、同様に地域における他地域との関連を示すだけでなく、特殊な器形を持つものでありまして、祭祀行為との関連が指摘されるものでございます。

評価といたしましては、須恵器が出土した竪穴建物跡につきましては、東西 9.1m、南北 9.6m を測る大型の竪穴建物跡でありまして、通常の竪穴建物跡より大きいだけでなく、建物の北東隅の床面から一段高い張り出し部分が見られまして、この張り出し部分については、発掘調査当時はこの建物跡とは異なる時期の掘り込みである可能性も考えられておりましたが、建物跡内部をめぐるように炭化材が出土しているため、一連の遺構であると確認され

ております。須恵器 12 点は、この張り出し部分からまとまって出土したものとなっておりまして、その中の坏と蓋の外面には煤が付着しておりまして、明かりをつけた灯明具としての役割があったもの、大甕については、しっかり穴を掘って据え付けられていたことが確認されております。また、大甕については、文献等の記録から祭祀的な役割があったことが指摘されております。

諮問案件の中の獣脚付三足短頸壺につきましては県内での出土事例が少なく、そのほとんどは脚部の破片の資料となっておりまして、全体が復元できるのは本遺跡から出土したもののみとなっております。他県の事例では集落跡ないしは官衙跡から発見される例や、蔵骨器として使われている例も確認されておりまして、所持していた階層や使用用途について特異なものであることが伺えるものとなっております。こういった遺物の特徴のみならず、張り出し部を持っている大型の建物跡という特徴も含め、当時の報告書では張り出し部が竪穴建物内において「特殊もしくは重要な場」であるとされておりまして、神仏を祀る場であった可能性も指摘されております。

諮問理由といたしましては、出土遺物 12 点は、奈良時代の南信地域において、大型で張り出し部を有する特異な構造を持つ竪穴建物跡からまとまって出土しているという点と、祭祀行為が伺える資料群であるということ、また、資料群の中の獣脚付三足短頸壺は県内の類例が乏しい中、残存率も高く、造形的にも優れた優品で、美術的な価値も高いということでございます。

今、ご説明いたしました建物跡の状況は、22 ページの図１になります。赤く囲いました部分が住居の張り出し部分でありまして、これらの遺物がまとまって出土しております。出土した状況は写真１でございます。割れた状態でありますが、接合した結果、そのほとんどが完全に近い状態でありました。23 ページに現状の写真を掲載しております。これらが張り出し部分ないしはその周辺からまとまって出土したものとなっております。右上のものが煤の痕跡が残る蓋と坏でございまして、外面に黒く煤がついている状態が見受けられます。下段にあるのが、獣脚付三足短頸壺でございます。一部欠けている部分がございますが、上から下までほとんど残っており、残存率が非常に高く、造形的にも優品であることが窺えるものとなっております。

諮問物件の概要は以上でございます。

○佐々木会長

ありがとうございました。以上、長野県宝の指定１件が諮問されました。ただいま説明がありました県宝指定の案件につきまして、質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【櫻井委員挙手】

櫻井委員、お願いします。

○櫻井委員
　櫻井と申します。一つ質問がございます。名称ですが、中手田遺跡出土品となっておりますが、資料にあります 12 点がいずれも一件の大型建物跡から出土しているということで、そのことがはっきりわかる名称の方がよいと思います。「遺跡出土品」だと、ここには５軒の竪穴建物跡があるので、その全体を含むことになります。名称や員数の説明にしっかり明記される方がよいと思います。

○佐々木会長
　ありがとうございました。

○事務局（柴田主任文化財専門員）
　ご意見をいただきましてありがとうございます。名称につきましては、「出土品」となっており、他のものも捉えられるものなので、この特徴を示す名称について、しっかり考えさせていただき、また、お諮りしたいと思います。

○佐々木会長
　ありがとうございました。他に何か質問や意見はありますでしょうか。
【挙手なし】
　よろしいでしょうか。それでは、説明は終わりました。ここで審議会を一旦中断し、部会別の審議に移ります。事務局から会場を説明してください。

○事務局（赤津文化財係長）
　それでは「審議会資料」１ページの「次第・全体日程」をご覧ください。ここで、審議会を一旦中断いたしまして、各部会に分かれて審議をお願いいたします。会場は、有形文化財部会は、403 号会議室、史跡考古資料部会は、404 号会議室、無形・民俗文化財部会は、議会棟特別第２会議室、名勝・天然記念物部会は、ここ 405 号会議室となります。部会は、昼食をはさんで、午後２時 30 分までを予定しております。その後、こちらの会場にお戻りいただき、２時 40 分から３時 10 分まで各部会からの報告として全体会を行い、休憩をはさみまして、午後３時 20 分に審議会を再開し、審議などをお願いいたします。昼食はお弁当を用意しておりますので、各部会の部屋などでお召し上がりいただければと思います。それでは、各部会の担当者がご案内しますので、各会場へ移動をお願いいたします。

（３）審議
○佐々木会長
　それでは、審議会を再開します。初めに、前回の審議会で諮問されている案件について審議いたします。議第１号の「深見の祇園祭り」について、ご審議をお願いいたします。この

案件につきまして、担当の櫻井委員からご説明をお願いします。

〇櫻井委員

それでは、深見の祇園祭りについて説明させていただきます。種別は無形民俗文化財、名称は深見の祇園祭り、所在地は下伊那郡阿南町東條 469、保存団体の名称は 深見祇園まつり保存会でございます。概況と特徴ですけども、歴史の概要です。深見の祇園祭りは、現在は７月第４土曜日（かつては７月 24 日）に諏訪神社の例大祭宵宮祭にあわせた、摂社津島社の例大祭（夏祭り）として開催される。近在では深見の池で打ち上げられる花火祭りとしても知られている。

この祭りは疫病鎮送を目的とする。津島社は、社伝によると諏訪神社の摂社として天保７年（1836 年）６月に尾張津島神社から建速須佐之男命（牛頭天王）の分霊を勧請され、覆屋が建立された天保 12 年（1841 年）６月から深見の祇園祭りは始まったと伝えられる。天保７年は天保の大飢饉（天保４～10 年）の最中であり、それに伴う疫病流行が祇園祭の開始にも繋がったものと考えられる。

なお、深見池は寛文２年（1662 年）の地震によってできた天然湖で、このとき諏訪神社も倒壊したため、寛文 11 年（1671 年）に高台の現在地に再建された。

祭りの概要と特徴です。現在深見の祇園祭りは、次の順序で行われる。①諏訪神社宵宮祭並びに発輿祭、②渡御行列（神社から池まで）、③深見諏訪神社池泉回遊神徳景仰祭（湖上の行事）と花火、④渡御行列（池から神社まで）、⑤神輿還御式、⑥津島社祭典、⑦神社境内での庭花火。①宵宮祭では、開式の儀―修祓の儀―宮司一拝―開扉―献饌―祝詞奏上―玉串奉奠に次いで、遷座の儀―分灯の儀―（撤饌）―宮司一拝となる。献饌時には「越天楽」が奏せられ、分灯の儀では、神前の灯明から採った火を灯す提灯と花火玉（模擬）が壮年会の代表に手渡される。そして発輿祭では、電灯を消したなかで諏訪神社と津島社の祭神が神輿に遷される。②渡御行列は、本提灯（氏子総代）―高張提灯―旗―柳―天狗―獅子―副神官―神輿―宮司―お囃子方（笛、三味線、小太鼓、大太鼓）の順に、まず境内の三国櫓を三周したのち、石段を降りて道路を深見の池へと向かう。約１キロの道中のお囃しは最初に「岡崎」、中程に「真金小坪」、終わりに「岡崎」を奏する。③深見諏訪神社池泉回遊神徳景仰祭は、神輿を筏に安置し、全員も乗り込んで湖岸を出発する。筏が沖に出ると祇園囃子が３曲「神迎え」「神祭り」「神送り」の順に演奏される。これが一通り終わると祭典となり、宵宮祭と同じ順で行われる。次に副神官によってすべての災厄を託した大幣（榊と幣束）が湖上に投げ込まれる。そののち湖上での直会となり、しばらく花火を楽しんだのち、筏は出発点に戻り、神輿を湖岸に上げる。花火は、業者による打上げ花火の合間に、壮年会による綱火が披露される。

④渡御行列は、②と同じ順序で祇園囃子を奏しながら諏訪神社へと戻り、祭神を諏訪神社と津島社へ遷御する。⑤津島社祭典は宵宮祭と同じ順で祭典が終了すると、壮年会による境内庭での仕掛け煙火「庭花火」となる。綱火、焼き字、ナイアガラなどがあり、最後に三国櫓

に設置した三国が隠しミチを伝って一の筒、二の筒の順に火花を吹き上げる。壮年会員はその火の粉を浴びながら櫓の周りを駆け廻る。（３）祭りの特徴　深見の祇園祭は、天保の大飢饉を契機に始まったという来歴が明らかな点に加えて、祭りの式とそれに伴う花火の二つに特徴がある。まず祭りの式では、天保の大飢饉を契機として尾張津島神社から分霊が迎えられ、尾張津島天王祭との共通点が多く認められる点がある。天然湖である深見の池に筏を浮かべて湖上に大幣を投げ込む「池泉回遊神徳景仰祭」は、津島天王祭宵祭で丸池に巻藁舟を浮かべて「真の神葭」に疫難災厄を託して流す「神葭放流神事（神葭流し）」に倣っている。また筏に建てる月並の柱に１年 12 ヶ月を表す 12 個の提灯を掲げるのも、巻藁舟に立てる真柱に倣ったものである。そのほかにも、渡御行列で獅子頭を抱え持つ点や、赤い鼻高面が先導する点（深見では榊枝に付けた掛け面、天王祭は猿田彦命役）も、天王祭の神輿渡御から採り入れられたものと考えられる。その一方で、神社境内に 46 の提灯を付けて建てるお山飾りは、京都八坂神社において各山鉾町が飾る山鉾（お山）に由来する。このように、深見の祇園祭は尾張津島神社の津島天王祭に多くを倣いながらも、京都八坂神社の要素も一部に採り入れている。花火では、深見の池と神社境内にて壮年会によって打ち上げられる。かつて花火は火薬製造から消費にいたるまで自分たちで行う手作りであったが、現在は深見池での打上煙火を煙火業者が担う。それに対して、深見池での綱火や神社境内での仕掛け煙火は、壮年会が業者製の火薬をその工場に出向いて自分たちで装填して消費までを担う。とくに南信州では花火の最後に柱の頂に大三国とよぶ筒花火を設置して打ち上げるのが特徴であるが、深見ではそれを「三国」とよび、台形の櫓に青竹を寄り掛けて火の粉を大きく散らし、しかも一の筒、二の筒の２本を隠しミチで繋いで上げる点に独自な特徴がある。花火の火の粉が降り注ぐなかに入っての「きおい」も南信州の花火文化の特徴であるが、それによって災厄が祓われるという信仰に基づく。その点では疫難災厄を祓う祇園祭こそがふさわしく、その神髄を継承するものといえる。７　指定基準及び理由、長野県宝等の指定に関する基準　第４　長野県無形民俗文化財の指定基準　（１）風俗習慣のうち由来、内容等において県民の基盤的生活文化の特色を示した典型的なもの。（２）指定理由、 長野県下の牛頭天王社の祭り（祇園祭）には京都市・八坂神社系と、愛知県津島市・津島神社系の２系統が存在する。深見の祇園祭は、祭神を津島神社から迎え、天然池である深見の池に筏を浮かべての祭りの式もそれに多くを倣っており、一部に八坂神社の要素も採り入れている。また、天保の大飢饉を契機として祭りを開始したという来歴も明らかである点でも、大変貴重である。さらに、南信州の花火文化を引き継ぎながらも独特な工夫がみられ、なにより花火に疫難災厄を祓うことを期待する信仰が明確な点でも貴重な存在である。８　調査日及び調査者氏名　令和５年７月 22 日　櫻井委員及び事務局員による現地調査、令和６年７月 27 日、櫻井委員による現地調査、９　参考文献は記載のとおりでございます。

〇佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお

願いします。
【発言なし】
それでは、本案件につきまして、長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
【異議なし】
それでは、「深見の祇園祭り」について、長野県無形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。
次に、議第２号の「小諸城址懐古園」について、ご審議をお願いします。この案件につきましては、私からご説明いたします。
37 ページからになります。１ 種別 名勝、２ 名称は小諸城址懐古園です。３ 員数 面積ですけども、117,415.31 ㎡、４ 所在地 小諸市丁字三之門内 311 ほかです。５ 所有者の氏名又は名称、所有者は２つありまして、懐古神社と小諸市です。６ 管理者の氏名又は名称、所有者と同一です。７ 概要と特色 （１） 所在地と立地 小諸城址懐古園は小諸駅の西に位置し、その西は急峻な崖となり、その下を千曲川が南から西へと流れている。千曲川から見ると、丘の上に位置している。標高は本丸付近で 663m である。懐古園がある小諸市の地形だが、浅間山連峰の噴火による火山灰などが堆積してできた丘陵地にある。千曲川へと流れる川は丘陵地を侵食して田切地形を成し、切り立った深い谷を刻んだ。その谷と谷の間の台地の突端部、北側、西側、南側の三方を崖で囲まれた高台に小諸城址懐古園は位置している。（２）小諸城と懐古園の成立 この地付近に最初に城を築いたのは長享元年（1487 年）のことで、鍋蓋城と呼ばれる山城を現在の懐古園の北に築いている。天正 19 年（1591 年）に千石秀久が城主となり、城の規模も大きく拡張され、大手門から天守台まで築いた。街道や城下町も整備されている。城の東側にある大手門を入ると三の丸であり、三の門を入ると二の丸になり、中央に本丸が位置している構成である。明治４年（1871 年）の廃藩置県により、小諸城は武士社会の象徴としての役割を終えた。翌年に小諸城の土地や建物が払い下げられた。ほとんどが解体されたり移築されたが、大手門と三の門は残された。三の門から西側の本丸のある土地は旧藩士達が払い下げを受けた。明治 13 年（1880 年）に、本丸御殿跡に懐古神社が建立され、旧藩士達は土地を神社に寄進した。そして神社周辺を「懐古園」と呼ぶようになった。翌年の明治 14 年（1881 年）に参道左側に懐古園碑が建立された。そこには「旧城址ニ新社殿及家屋ヲ作リ公園ト為サント欲シ」と記され、さらに「其ノ公園ヲ懐古園ト名ヅケタリ」と記されている。誰でも利用できる公園とすることが懐古神社建立の目的の一つに挙げられている。（３） 維持管理の体制 明治 20 年（1887 年）に地元名士による「懐古園無尽」が結成され、懐古園の維持管理にあたった。明治 33 年（1900 年）に「養老会」と名称を変え、管理が続けられた。その後、大正２年（1913 年）に「懐古園保存会」が結成され、園内の維持管理にあたるとともに、社殿と三の門の大規模な修繕が行われた。大正 12 年（1923 年）には後の昭和天皇が行啓され、懐古園の名は全国に知られるようになった。大正時代末から小諸町が公園の管理の中心となっている。（４）本多静六による公園

設計　大正 15 年（1926 年）に小諸町は懐古園の公園設計を、当時の公園設計の第一人者である東京帝国大学教授の本多静六博士に依頼した。当時の書類には、風致上重要な地域を美化し、保健教育等に資する諸設備を加え、町の繁栄を助長する施設にするためと記されている。同年５月に出された本多博士の『小諸公園（懐古園）設計案』によると、事情に精しい町民有志の案内や、事情と要求を推察して、設計の大方針を樹立したと記している。大方針は「小諸公園設計の根本方針は其独特な史跡名勝に富む珍らしい穴城の保存と、開濶雄大な眺望と幽邃、閑雅なる自然美を助長し、一方変化の多い壕と森とを利用して之に多少の人工美を加へ、以て一大風景美を現出せんとする」という点である。また、公園内に区域を定め、各区域の特徴を発揮することを提案している。設計案では、小諸城郭を保存してその地形を活用するとともに、梅林、桜、もみじ谷、風致林、天然植物園などの区域を設定し、さらに児童遊園、大運動場、鹿園などが設定されている。また、小諸町は本多博士に動物園の設置を要望し、大正 15 年（1926 年）、城内の籾蔵跡に動物園が開園した。長野県内では初、国内では 5 番目に古い歴史ある動物園となる。昭和 11 年（1936 年）に作成された懐古園の図によると、桜ヶ岡、紅葉谷、大松林地帯、榴ヶ岡、児童運動場、動物園が記され、富士見台などの見晴し台が整備されている。昭和 12 年（1937 年）に、小諸町は再び本多博士に拡張計画を依頼し、同年『小諸公園拡張計画』が策定される。計画では、本丸・二の丸・三の門を中心に城郭の現状を保存しながら、利用者の利便性を考え、園路の整備、休憩施設、公園管理事務所の設置なども提言している。（５）　戦後の展開　戦後に拡張や整備が進められ、昭和 24 年（1949 年）に児童遊園地が設置され、園内の園路や休憩所としての四阿の整備なども行われた。また、昭和 29 年（1954 年）に小諸市が発足し、昭和 31 年（1956 年）に都市計画決定により、都市公園の総合公園である「小諸公園（懐古園）」となる。その後、公園事務所の建設、旧馬場の整備（園路と植栽）も行われ、また、一部の土地の公有化も図られた。（６）　懐古園の利用　懐古園の利用だが、明治 14 年（1881 年）に建立された懐古園碑によると、懐古園は公園として考えられている。明治６年（1873 年）に公園づくりを目的に出された太政官達第 16 号によると、公園は群集遊観の場所、万人偕楽の地である。小諸町民のこのような利用を前提とした懐古園の創立である。明治 32 年（1899 年）から明治 38 年（1905 年）にかけて小諸に滞在した島崎藤村は、懐古園に近い小諸義塾で教師を務めたので、この場所に親しんでいることが窺える。明治 34 年（1901 年）に刊行された『落梅集』に収められている、「小諸なる古城のほとり」で始まる「千曲川旅情の歌」も、小諸城址周辺が舞台である。この詩により、広く全国に知られるようになった。また、大正元年（1912 年）に刊行された『千曲川のスケッチ』では小諸の人々の暮らしや千曲川周辺の自然をつぶさに観察して記述されているが、その中で懐古園も述べられている。その後も、植栽された桜や紅葉などにより整えられ、そして戦前の動物園の設置、戦後の児童遊園の設置により、住民に利用され続けている。８　指定基準及び理由　（１）　指定基準　長野県名勝の指定基準　(1) 公園、庭園　（２）　指定理由　小諸城址懐古園は、明治 13 年（1880 年）の懐古神社と懐古園の開設以来、小諸城址の地形や縄張りを維持しながら、人々に利用されるように

整備されてきた。基本的な空間構成は現在まで維持されている。懐古園の開設は旧小諸藩士によるものであり、行政ではない。明治時代にはこのように住民が中心になり、公園を開設することが多かったが、面積が広く、城跡を保存し、維持管理を長期間にわたり続けていたケースは全国的に稀である。大正時代末から小諸町が公園管理の中心となったが、現在まで公園として利用され続けている。また、明治 30 年代に島崎藤村が小諸に住んでいる。懐古園を利用し、創作の舞台となった。詩や随筆は名高く、全国的に知られている。さらに大正時代末からの公園整備は当時の公園計画の第一人者である本多静六博士の計画案に基づくもので、長野県内で計画され実際に整備された場所の１か所である。以上の点から、小諸城址懐古園は学術上の価値が高く、名勝に指定して保護を図るものである。（３）指定後の方針　小諸城址懐古園内の旧法定外公共物の道、白地を合わせた範囲（2375.98 ㎡）については、所有者である国と小諸市との調整が整い次第追加指定を目指していく。また、小諸市動物園の範囲（約 17,000 ㎡）については、現在再整備が進められており、再整備が終了し、形状が定まったところで追加指定を目指していく。調査日 令和５年５月 29 日、調査者氏名 佐々木 邦博、調査票作成年月日 令和７年 10 月 17 日。後は、参考文献と図画写真等の資料でございます。

ただ今の説明につきまして、質問意見等がございましたら発言をお願いします。

【市澤委員挙手】

はい、市澤委員、お願いいたします。

○市澤委員

指定することについては、いいと思いますが、一つ教えていただきたい。名勝というのはなかなか難しいと思っていました。41 ページの上から２行目に「小諸城址懐古園は学術上の価値が高く、名勝に指定」云々と記述があるが、名勝における学術上の価値をどのように考えればいいか、私なりにもう少し理解が深まれば、名勝指定に関して幅が広がると感じます。

本件の場合、縄張りなど城跡であるということが、考古・史跡部会から言えば一つこのような価値がある。また、もう一つは本多静六博士が設計しているということ、元にあったものを当時の公園設計の第一人者が設計したということに学術的な価値があるのかと、私には読み取れました。そのことについて、もう少し整理していただけると理解が深かまると感じて質問させていただきます。

○佐々木会長

ありがとうございます。実は小諸城址懐古園の学術上の価値は、明治時代になってから公園になったことにあります。明治６年に太政官達示第 16 号によって、内務省から全国に公園を作りなさい、という命令が出されました。それで全国各地に公園ができていく。例えば松本の城山公園や伊那の高遠城址などが公園になっていく。

懐古園の特徴は、旧藩士たちが土地を買い取って、また、そこに神社を作って、そこに寄

進し、自ら氏子になって維持管理にあたっていくというその過程です。これが 50 年くらい続く。このことが、実は日本の公園の歴史上、稀なこと。大体自治体が買い取ったり、あるいは、旧武士が買い取ってもすぐに自治体に渡したりしている。自ら神社を作って、氏子になって管理に 50 年もあたるといいうのは、全国的にもほぼない、稀な例。公園の歴史上めったにないことで、これが 1 番の学術上の価値。

当然、旧藩士たちですから、城の縄張りを変えようとは全く考えていない。そのまま残していこうというのが意図のひとつであり、公園として地域に開放するというのがもう一つの意図。

本多静六博士の話は、実は設計、計画案が長野県内には 9 か所残っている。それぞれがどこまで実際に作られたのかという研究はない。たしかに 100%ではないが、懐古園はいくつかその影響を受け、参考にして、作ったということがある。部分的であってもそこに価値が出てくる。これ以上は、他の場所でも研究が進んでいないので、これ以上は申し上げられない。天竜峡も本多博士の計画案があるが、本当にその通りに作られたのかはよくわかっていない。

〇市澤委員

公園ができていく歴史の中での非常に重要な価値があるということですね。当初の段階で旧藩士が管理することによって今に続いているということがわかりました。指定基準の中で、公園、庭園が入ってくるということですね。私の目から見ると、小諸城というお城が史跡としての価値があるということが 1 つあるが、公園の歴史としてということですね。

〇佐々木会長

市澤委員がおっしゃったように、史跡として指定すべきかという問題が出てくると思う。その辺は小諸市と協議しながらではあるが、城址の本丸は懐古神社が所有しているので、江戸時代の状態に戻すとなると難しいかもしれない。文化財に指定してもまず名勝に指定して、自分達の先祖の業績とその価値を保存しながらでないと。しかしそれは江戸時代の城郭の価値とは異なる。その点どう折り合いをつけるか。たしかにお城であり、縄張りがほぼそのまま残っているので重要な史跡ではあることは間違いない。史跡部会で検討をお願いします。

【山本委員挙手】

〇山本委員

非常に充実した報告書ですので、全く異存の余地はないのですが、一つ気づいたこと、面白いと思ったのは、動物園の存在です。城跡につくられた動物園について、文化資源学などがご専門の木下直之先生による研究があります。城跡の近代化の歴史と公園化と動物園というのは切っても切り離すことができないところがあり、注目されている論点のひとつ。和歌山城の中の動物園などが比較対象になってくる。近代化のあらゆる要素が典型的に表れてい

る名勝であるのが改めてよくわかりました。多角的に今後様々な分野に派生していく視点になると思うので、意見を述べさせていただきました。

○佐々木会長
　ありがとうございました。今動物園は改修中ですが、当初の案を尊重して改修している。最初の形からそう大きくは崩れない状態です。それで、整備が終われば、動物園がある三の丸の追加指定も考えています。ありがとうございました。
　他にご意見、ご質問ございませんか。
【発言なし】
　それでは、小諸城址懐古園について、長野県名勝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
【異議なし】
　それでは、小諸城址懐古園について、長野県名勝に指定することが適当であると、答申することに決定します。事務局から答申書（案）を配布してください。
【事務局答申書案配布】
　ただ今配布されました答申書（案）について何かご意見ございませんか。
【意見なし】
よろしいでしょうか。それでは本案を答申書として決定します。事務局から他にありますか。
【事務局発言なし】
　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対しまして、感謝申し上げます。進行を事務局にお返しします。

○事務局（赤津文化財係長）
　それでは、先程、決定いただきました長野県無形民俗文化財、長野県名勝２件の答申につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いいたします。

○佐々木会長
　長野県無形民俗文化財及び長野県名勝の指定について（答申）。令和７年３月７日付け６文振第 1163 号で諮問されたこのことについて、下記のとおり長野県無形民俗文化財及び長野県名勝に指定することが適当である旨答申します。長野県無形民俗文化財に指定相当の文化財、名称、深見の祇園祭り、所在地、下伊那郡阿南町東條 469、保存団体の住所及び名称、下伊那郡阿南町東條 469、深見祇園祭り保存会。長野県名勝に指定相当の文化財、名称、小諸城址懐古園、所在地、小諸市丁字三之門内 311 ほか、所有者の住所及び名称、小諸市丁 314 懐古神社、小諸市相生町三丁目３番３号、小諸市。以上です。よろしくお願いいたします。
【佐々木会長　答申書交付】

○事務局（赤津文化財係長）

ありがとうございました。長野県県民文化部長の直江崇から、ご挨拶を申し上げます。

○直江県民文化部長

長野県 県民文化部長の直江崇でございます。本日は、御多忙のところ、本審議会にご出席を賜り、長時間にわたり熱心にご審議をいただきました。心より感謝申し上げます。

さて、ただいま、長野県無形民俗文化財及び長野県名勝への指定が適当であるとの答申をいただきました、阿南町で行われている「深見の祇園祭り」そして小諸市の「小諸城址懐古園」の２件の文化財につきまして、今後、所定の手続きを進め、適切に保存・活用をしてまいりたいと考えております。今後も、本県文化財行政の様々な課題への対処につきまして、何卒、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、本日は、長時間にわたりご審議をいただきましたことに重ねて感謝申し上げますとともに、皆様方の今後益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げ、私からの御礼のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○事務局（赤津文化財係長）

答申をいただいた文化財の指定までの流れでございますが、この後所定の手続きを経まして、告示を行い、手続きは完了となります。

本日は長時間にわたりありがとうございました。以上をもちまして、令和７年度第１回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

令和７年 10 月 31 日

議事録署名委員　岩佐　光晴

議事録署名委員　山本　聡美